

## 尾張旭市障害福祉サービス等従事者研修費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年第15号）に定めるもののほか、市が交付する障害福祉サービス等従事者研修費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この助成金は、尾張旭市内の障害福祉サービス等事業所（以下「事業所」という。）の従事者が、障害福祉に係る研修を受講した際の研修費を事業所に対して助成することにより、事業所における人材確保及び専門性の高い支援者の育成を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、尾張旭市内で次の各号のいずれかに該当する事業所を運営する者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業所
- (2) 総合支援法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業所
- (4) 児童福祉法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所

### (助成対象研修)

第4条 助成金の交付対象となる研修は、愛知県が指定した指定研修事業者又は愛知県知事の登録を受けた登録研修機関（以下「研修事業者」という。）が実施する次に掲げるものとする。

- (1) 同行援護従業者養成研修（一般課程）
- (2) 全身性障害者移動介護従事者養成研修
- (3) 重度訪問介護従事者養成研修（基礎課程）
- (4) 行動援護従業者養成研修
- (5) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
- (6) 相談支援従事者研修（初任者研修）
- (7) 喀痰吸引等研修（第1号～第3号）

### (助成対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業者が負担した研修に係る受講料及びテキスト代等の、研修事業者に支払

った額とする。

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とし、別表に定める助成限度額を上限とする。

2 市長は、助成金の総額が予算額を超える場合は、予算額の範囲内で調整を行うものとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業者は、障害福祉サービス等従事者研修費助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 研修内容とその経費が分かる書類（研修案内等）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付条件)

第8条 助成金の交付を受けようとする事業者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 助成金の交付申請時において、研修を受講する者が事業所に従事しており、今後も引き続き従事予定であること。ただし、相談支援従事者研修（初任者研修）については、研修修了後、相談支援専門員として従事予定であること。
- (2) 助成対象経費について、他の助成等を受けていないこと。

(交付決定)

第9条 市長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは障害福祉サービス等従事者研修費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不支給と決定したときは障害福祉サービス等従事者研修費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定をする場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

(交付決定の取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、既に交付した助成金がある場合には、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他、市長が助成金の交付をすることが適当でないとき。

(助成金の請求及び交付)

第11条 第9条の規定により助成金交付決定を受けた事業者は、障害福祉サービス等従事者研修費助成金請求書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 助成対象経費に係る領収書の写し
- (2) 研修を修了したことが分かる書類の写し
- (3) 研修修了者を雇用していることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出があった場合はその内容を審査し、相当と認めるときは助成金を交付するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日までの間に見直しを行うものとする。

別表（第6条関係）

研修名	助成限度額
同行援護従業者養成研修（一般課程）	10,000円
全身性障害者移動介護従業者養成研修	10,000円
重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）	10,000円
行動援護従業者養成研修	20,000円
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	10,000円
相談支援従事者研修（初任者研修）	20,000円
喀痰吸引等研修（第1号、第2号）	50,000円
喀痰吸引等研修（第3号）	25,000円

第1号様式（第7条関係）

障害福祉サービス等従事者研修費助成金交付申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者（事業者所在地）

（事業者代表者氏名）

（事業所名）

下記のとおり、障害福祉サービス等従事者研修費助成金の交付を受けたいので、障害福祉サービス等従事者研修費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

助成交付申請額	金 円
研修名	
研修期間	年 月 日～ 年 月 日（日間）
受講者名及び職種	

※添付資料

- (1) 研修内容とその経費が分かる書類（研修案内等）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長 印

障害福祉サービス等従事者研修費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました障害福祉サービス等従事者研修費助成金交付申請について、次のとおり交付決定しましたので通知します。

記

助成金交付決定額

金 円

第3号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市長 印

障害福祉サービス等従事者研修費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました障害福祉サービス等従事者研修費助成金交付申請について、不交付の決定をいたしましたので通知します。

記

不交付とした理由

第4号様式（第11条関係）

障害福祉サービス等従事者研修費助成金請求書

年 月 日

尾張旭市長 殿

請求者（事業者所在地）

（事業者代表者氏名）

（事業所名）

年 月 日付け第 号にて交付決定のありました、障害福祉サービス等従事者研修費助成金を請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	本・支店名	種別	口座番号					
銀行	本店	普通 当座						
信用金庫	支店							
農協	支所							
信用組合	出張所							
フリガナ								
口座名義人								